

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第60期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田 守
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田 守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第2四半期 連結累計期間	第60期 第2四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	30,936	32,132	64,331
経常利益(百万円)	927	880	2,103
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失()(百万円)	461	642	597
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,465	587	845
純資産額(百万円)	23,690	25,388	26,146
総資産額(百万円)	96,555	93,202	96,309
1株当たり四半期(当期)純利益金 額又は四半期純損失金額()(円)	9.89	13.76	12.79
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	23.98	26.60	26.29
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,742	828	7,232
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	655	909	1,485
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,585	1,791	5,050
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(百万円)	4,795	6,639	6,946

回次	第59期 第2四半期 連結会計期間	第60期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	3.29	3.85

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 第59期及び第60期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第59期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。
5. 第59期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としています。当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、当第2四半期連結累計期間における主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

（海外連結子会社の合併及び清算）

1．合併

存続会社：Canyon Creek Cabinet Company

消滅会社：Beltecno, Inc.

合併日：平成23年7月8日

2．清算

消滅会社：Woodone US Inc.

清算終了日：平成23年7月26日

（国内連結子会社の合併）

株式会社ベルキッチンを存続会社とする吸収合併

存続会社：株式会社ベルキッチン

消滅会社：I G C 株式会社、株式会社ベルキッチンインターナショナル

合併日：平成23年7月1日

（海外子会社の株式譲渡）

子会社株式の売却

譲渡：Canyon Creek Cabinet Company（合併後）

株式譲渡日：平成23年7月29日

この結果、前連結会計年度において連結子会社であったCanyon Creek Cabinet Company、Beltecno, Inc.、Woodone US Inc.、I G C 株式会社、株式会社ベルキッチンインターナショナルの5社は、当第2四半期連結累計期間において連結子会社でなくなりました。

平成23年9月30日現在では、当社グループは、当社及び子会社15社から構成されることとなりました。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照下さい。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、平成23年3月に起きた東日本大震災から半年が経過し徐々に復興の兆しがみえるものの、原発災害や電力供給問題などの長期化に加え、欧米諸国における財政問題等を起因とする円高やデフレの影響等により、先行き不透明感は、いまだに払拭されない状況にあります。

住宅業界におきましては、政府による住宅版エコポイント制度や各種補助金制度等の利用促進、住宅ローン減税・金利の引き下げ等により、新設住宅着工戸数は回復傾向となりましたが、原油高や原材料の高騰・円高に加え震災に伴う各方面での国内景気の影響による消費マインドの低下から、本格的な需要の回復とはいえない状況にあります。

当社グループは、『無垢で「きがえる」』を基本方針としてピノアース・ジュピーノシリーズを中心に、新製品・新サービスの投入による新築市場での拡販に加えて、リフォーム市場の開拓をめざしています。ピノアース・ジュピーノシリーズは、森林認証()を取得したニュージーランドの森林資源を主に活用した製品群であります。

木質建材では、従来の「息吹シリーズ」と「ジュピーノウづくりシリーズ」を統合した「ピノアースシリーズ」、「シンプルセレクション」、「無垢ルーバーシリーズ」、認証基材を使用した環境配慮型の「フローリング」、短納期で内装ドアや引き戸などのサイズ特注に1mmピッチで対応する「カスタムオーダー」、リフォーム用「ピノアース6mm厚タイプ」などの品揃えを拡大しました。「ピノアースシリーズ」からデザインを新たに厳選し、求めやすい価格の新商品群「ナチュラルセレクション」や内窓で国内初のFSC[®]認証製品である無垢の木製内窓「MOKUサッシ」の販売を始めました。

また、引き続き地域工務店の「長期優良住宅」の認定取得サポートおよび「長期優良住宅普及促進事業」における補助金助成を受けるためのサポートを行ってまいりました。既存住宅改修においても長寿命化に向けた性能向上リフォームのサポートシステム構築を行い、このような支援の拡充による拡販を進めてまいりました。

住宅設備機器では、木質建材とトータルコーディネートできるシステムキッチン「スイージー」を新仕様として発売し拡販に努めました。

当社グループは、これらの施策を行い、前年同四半期に比べ販売価格の下落はあったものの販売数量の増加による売上の増加やさらなるコスト削減に努めました。

この結果、連結売上高は、32,132百万円(前年同期比3.9%増)、営業利益1,598百万円(前年同期比54.4%増)、経常利益880百万円(前年同期比5.0%減)、四半期純利益642百万円(前年同四半期は四半期純損失461百万円)となりました。また、特別損失において為替の急激な変動により発生した海外子会社の外貨建借入金の為替評価差損553百万円を為替差損として計上しました。これは従来のUSドル安に加えて平成23年9月に入りニュージーランド信用格付の格下げによる急激なNZドル安が主な原因であります。

なお、当社連結子会社保有のCanyon Creek Cabinet Company全株式を住友林業株式会社の連結子会社Sumitomo Forestry Seattle, Inc.に平成23年7月29日付けで譲渡し、子会社株式売却益526百万円を特別利益に計上しております。

()国際的な審査機関FSC[®](森林管理協議会)のF M認証(森林管理認証)とC o C認証(加工・流通過程の管理認証)の総称/ライセンス FSC-C043904

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ、資産が3,106百万円減少、負債が2,348百万円減少、純資産が757百万円減少しました。

資産の減少は、主に為替の影響と米国の連結子会社の譲渡に伴い有形固定資産4,306百万円減少、たな卸資産849百万円増加によるものです。負債の減少は、主に借入金3,399百万円減少、為替予約1,067百万円増加によるものです。純資産の減少は、主に繰延ヘッジ損益418百万円、為替換算調整勘定507百万円、少数株主持分241百万円減少、利益剰余金466百万円増加によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により828百万円増加、投資活動により909百万円増加、財務活動により1,791百万円減少しました。この結果、現金及び現金同等物は306百万円の減少となり、期末残高は6,639百万円(前年同四半期比38.5%増)となりました。

営業活動により増加した資金828百万円(前年同四半期1,742百万円増加)の内、収入の主な内訳は減価償却費1,756百万円と仕入債務の増加631百万円であり、支出の主な内訳は売上債権の増加1,189百万円、たな卸資産の増加1,317百万円によるものです。

投資活動により増加した資金909百万円(前年同四半期655百万円減少)の内、収入の主な内訳は「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入」1,988百万円によるものです。これは、米国の連結子会社の株式譲渡により取得した現金及び現金同等物の額から、連結除外時点の当該連結子会社の保有する現金及び現金同等物の残高を控除した額です。支出の主な内訳は、国内及びニュージーランド子会社等における設備投資及び山林の投資等に1,034百万円支出したものです。

財務活動により減少した資金1,791百万円(前年同四半期2,585百万円減少)の内、主な内訳は有利子負債の減少によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題については重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主の皆様が当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を進展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、()森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を

確保し、()貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、()国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、()高齢化社会とともに、バリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、品質を基本として顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、()中華人民共和国及び住宅需要増加を見込める海外への販売、ブランド力ある商品の製造・販売に努め、()認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、平成23年9月30日現在7名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成23年6月29日開催の株主総会におきまして第三回信託型買収防衛策(以下「信託型防衛策」と)と第四回事前警告型買収防衛策(以下「事前警告型防衛策」と)の導入について承認を得ています。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型防衛策が選択されますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがあります。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

なお信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のホームページ(http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20110526_baisyuboueisaku.pdf)のIR情報に掲載している平成23年5月26日付「第三回信託型買収防衛策及び第四回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができます。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、120百万円です。
なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結累計期間における当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しは、重要な変更及び新たに生じたものではありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数	110,000,000個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

2. 行使期間の始期は、(注)3.(1)で定める行使条件が成就した日から2ヶ月間が経過する日とし、終期は平成26年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日です。

3. (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出されます。以下同様とします。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同様とします。)の買付け等(同項に定義されます。以下同様とします。)を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味します。以下同様とします。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」といいます。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」といいます。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」といいます。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができます。但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができます。また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとします。

当社

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)

当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有します。以下同様とします。)を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除きます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(当該新株予約権の信託の受託者としての地位を意味します。)

その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、(注)3.(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとします。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(3) (注)3.(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、「非適格者」といいます。)は新株予約権を行使できないものとします。

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

上記 から までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認められた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認められた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有します。)をいいます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。)

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」といいます。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとします。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、以下に準じて決定するものとします。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。ただし、対象株式数は以下の および に従い調整されます。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

に定めるほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき1円とします。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上記(注)2.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の何れか遅い日から、上記(注)2.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上記(注)3.に準じて決定するものとします。

(6) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下に準じて決定するものとします。

当社は、上記(注)3.(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定められた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができるものとします。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付するものとします。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(注)4.(2)に定める対象株式数の調整の規定を準用するものとします。

上記に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定められた日において、当該新株予約権を取得することができるものとします。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付するものとします。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(注)4.(2)に定める対象株式数の調整の規定を準用するものとします。

当社は、上記(注)3.(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定められた日(以下「本取得日」といいます。)において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権の全部又は一部(当社取締役会が別に定めるところによるものとします。)を取得することができるものとします。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり以下の金銭を交付するものとします。

本取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含むものとします。)を平均した額(終値のない日数を除くものとします。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとします。)

上記 から までに拘わらず、当社は、上記(注)3.(1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定められた日において、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

ア．取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合

イ．株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合

ウ．上記ア.及びイ.のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本準備金の額は、に記載した資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じて得た額とするものとします。

決議年月日	平成23年7月12日
新株予約権の数	100個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 315円(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月28日 至 平成32年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 427円 資本組入額 214円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位になければなりません。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、新株予約権を相続し行使することができるものとします。

新株予約権の質入れは認めないものとします。

各新株予約権の一部行使はできないものとします。

4. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。
- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{（以下「割当比率」といいます。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

調整後承継目的株式数 = 調整前承継目的株式数 × 株式分割又は株式併合の割合
かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成25年7月28日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成32年6月30日）までとします。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の質入れは認めないものとします。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

当第2四半期会計期間にいわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行しました。
当該新株予約権の内容は、次のとおりです。

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数	110,000,000個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
取得条項に関する事項	(注)4
信託の設定の状況	(注)5
代用払込みに関する事項	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

2. 行使期間の始期は、(注)3.(1)で定める行使条件が成就した日から2ヶ月間が経過する日とし、終期は平成26年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日です。

3. (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出されます。以下同様とします。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同様とします。)の買付け等(同項に定義されます。以下同様とします。)を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味します。以下同様とします。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」といいます。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」といいます。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」といいます。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができます。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができます。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとします。

当社

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)

当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有します。以下同様とします。)を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除きます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(当該新株予約権の信託の受託者としての地位を意味します。)

その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、(注)3.(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとし、

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとし、

(3) (注)3.(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、「非適格者」といいます。)は新株予約権を行使できないものとし、

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

上記 から までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有します。)をいいます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。)

4. 取得条項に関する事項

(1) 当社は、上記(注)3.(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、次のとおり対象株式数の調整を行います。なお、1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

このほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとし、

(2) 上記(注)4.(1)に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(注)4.(1)に定める対象株式数の調整の規定を準用します。

(3) 当社は、上記(注)3.(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日(以下「取得日」といいます。)において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権の全部又は一部(当社取締役会が別に定めるところによります。)を取得することができます。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり以下の金銭を交付します。

取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)を平均した額(終値のない日数を除きます。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)

(4) 上記(注)4.(1)から(3)までに拘わらず、当社は、上記(注)3.(1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得します。

ア. 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合

イ. 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合

ウ. 上記ア.及びイ.のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

5. 信託の設定の状況

委託者	一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受益者	第一受益者は、行使条件の成就直後の基準日現在の株主名簿に記載又は記録された当社の株主とします。 なお基準日とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項各号の日又は同条第8項に基づき総株主通知が行われる日とします。 第二受益者は、委託者とします。
信託契約締結日	平成23年7月19日
信託契約の期間	平成23年7月19日から平成26年9月30日又は行使条件の成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日までとします。
信託目的	受託者が信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、行使条件が成就した場合に第一受益者に新株予約権を交付することを目的とします。
信託財産	新株予約権110,000,000個及び金銭
信託財産の交付事由	新株予約権募集事項に定める行使条件が成就し、かつ新株予約権の受益者への交付につき当社取締役会による承認決議が行われたことによります。
信託財産の交付	原則として、第一受益者が保有する当社株式1株当たり新株予約権2個を交付しますが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがあります。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	当社及び委託者宛
最終計算承認	当社及び委託者

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	49,209,846	-	7,324	-	7,815

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,709	7.54
中本 祐昌	広島県廿日市市	3,301	6.71
日本マスタートラスト 信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,814	5.72
中本不動産(株)	広島県廿日市市阿品4丁目19番18号	2,382	4.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,568	3.19
中本 雅生	広島県廿日市市	1,475	3.00
中勇不動産(株)	広島県廿日市市須賀7番31号	1,446	2.94
中本 昭文	広島県廿日市市	1,138	2.31
住建持株会	広島県廿日市市木材港南1番1号	1,111	2.26
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,109	2.25
計	-	20,057	40.76

- (注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は3,709千株です。なお、それらの内訳は、(株)もみじ銀行退職給付信託分739千株、及びその他信託業務等に係る株式2,970千株です。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は2,814千株です。なお、それらの内訳は、(株)広島銀行退職給付信託分1,801千株、D I C (株)退職給付信託分152千株、及びその他信託業務等に係る株式861千株です。
3. 上記資産管理サービス信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,109千株です。それらの内訳は、(株)みずほコーポレート銀行退職給付信託分663千株、(株)みずほ銀行退職給付信託分176千株、及びその他信託業務等に係る株式269千株です。
4. 当社は自己株式を2,542千株(5.17%)所有していますが、上記には含めていません。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,542,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,358,000	46,358	同上
単元未満株式	普通株式 309,846	-	-
発行済株式総数	普通株式 49,209,846	-	-
総株主の議決権	-	46,358	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式794株が含まれています。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1-1	2,542,000	-	2,542,000	5.17
計	-	2,542,000	-	2,542,000	5.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、西日本監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,946	6,639
受取手形及び売掛金	8,383	9,101
商品及び製品	4,505	4,654
仕掛品	2,556	2,413
原材料及び貯蔵品	6,680	7,524
繰延税金資産	606	658
その他	733	648
貸倒引当金	73	23
流動資産合計	30,339	31,617
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	10,037	8,891
機械装置及び運搬具(純額)	8,995	7,997
土地	11,284	10,862
立木	19,623	18,238
その他(純額)	2,403	2,048
有形固定資産合計	52,344	48,037
無形固定資産	526	618
投資その他の資産	¹ 13,099	¹ 12,929
固定資産合計	65,970	61,585
資産合計	96,309	93,202
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,607	6,036
短期借入金	³ 31,043	³ 18,499
1年内償還予定の社債	6,000	6,000
未払法人税等	145	75
引当金	305	347
為替予約	3,282	4,349
その他	2,691	2,728
流動負債合計	49,074	38,038
固定負債		
社債	3,000	3,000
長期借入金	³ 15,124	³ 24,268
繰延税金負債	972	745
引当金	1,099	1,156
その他	892	606
固定負債合計	21,088	29,776
負債合計	70,163	67,814

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,816	7,815
利益剰余金	14,904	15,370
自己株式	2,130	2,130
株主資本合計	27,915	28,380
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	155	217
繰延ヘッジ損益	1,932	2,351
為替換算調整勘定	509	1,016
その他の包括利益累計額合計	2,597	3,585
新株予約権	217	224
少数株主持分	609	368
純資産合計	26,146	25,388
負債純資産合計	96,309	93,202

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	30,936	32,132
売上原価	20,775	21,634
売上総利益	10,160	10,497
販売費及び一般管理費	¹ 9,125	¹ 8,899
営業利益	1,034	1,598
営業外収益		
受取利息	11	8
受取配当金	20	20
受取賃貸料	96	90
為替差益	544	-
その他	195	138
営業外収益合計	868	257
営業外費用		
支払利息	509	464
売上割引	212	225
為替差損	-	21
その他	253	263
営業外費用合計	975	974
経常利益	927	880
特別利益		
固定資産売却益	75	13
子会社株式売却益	-	526
その他	2	1
特別利益合計	77	542
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	5	9
為替差損	² 823	² 553
投資有価証券評価損	4	1
事業再編損	-	110
その他	44	13
特別損失合計	879	689
税金等調整前四半期純利益	126	734
法人税、住民税及び事業税	97	63
法人税等調整額	526	19
法人税等合計	623	82
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	497	651
少数株主利益又は少数株主損失()	36	9
四半期純利益又は四半期純損失()	461	642

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	497	651
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	144	62
繰延ヘッジ損益	1,311	491
為替換算調整勘定	1,512	684
その他の包括利益合計	2,967	1,238
四半期包括利益	3,465	587
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,090	345
少数株主に係る四半期包括利益	375	241

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	126	734
減価償却費	1,922	1,756
貸倒引当金の増減額(は減少)	8	12
受取利息及び受取配当金	31	29
支払利息	509	464
為替差損益(は益)	248	571
固定資産除売却損益(は益)	69	4
子会社株式売却損益(は益)	-	526
事業再編損失	-	110
投資有価証券評価損益(は益)	4	1
売上債権の増減額(は増加)	1,127	1,189
たな卸資産の増減額(は増加)	217	1,317
仕入債務の増減額(は減少)	622	631
その他	18	401
小計	2,412	1,616
利息及び配当金の受取額	31	29
利息の支払額	508	614
為替予約解約損の支払額	117	-
事業再編による支出	-	106
法人税等の支払額	74	96
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,742	828
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	806	1,034
有形固定資産の売却による収入	144	29
投資有価証券の取得による支出	0	1
投資有価証券の売却による収入	-	0
投資有価証券の償還による収入	50	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	1,988
その他	42	73
投資活動によるキャッシュ・フロー	655	909
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	952	4,699
長期借入れによる収入	4,323	6,359
長期借入金の返済による支出	4,623	3,211
社債の償還による支出	3,000	-
自己株式の取得による支出	1	0
配当金の支払額	176	180
その他	61	58
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,585	1,791
現金及び現金同等物に係る換算差額	275	252
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,773	306
現金及び現金同等物の期首残高	6,569	6,946
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,795	6,639

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第2四半期連結会計期間において、Woodone US Inc.を清算しました。また、I G C株式会社及び株式会社ベルキッチンインターナショナルは株式会社ベルキッチンに吸収合併をしました。さらに、Canyon Creek Cabinet CompanyはBeltecno, Inc.を吸収合併しました。その後、連結子会社保有のCanyon Creek Cabinet Company(合併後)の全株式譲渡を行いました。この結果、5社を連結の範囲から除外しています。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しています。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しています。 当第2四半期連結累計期間については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため影響はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
投資その他の資産	67百万円	80百万円

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
受取手形割引高	1,215百万円	1,049百万円

3 財務制限条項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
--	-------------------------	------------------------------

借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額6,000百万円、平成23年3月31日現在借入金残高375百万円)において財務制限条項が付されており、平成21年9月25日において財務制限条項を変更しています。

また、新たに平成21年9月25日において締結したシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額19,000百万円、平成23年3月31日現在借入金残高18,100百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成23年3月31日現在借入はありません)も同様の財務制限条項を付しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	25,000百万円
借入実行総額	25,000百万円
借入未実行残高	-百万円

コミットメントライン

契約総額	2,000百万円
借入実行総額	-百万円
借入未実行残高	2,000百万円

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

平成22年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成21年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

平成22年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

さらに、平成22年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額3,000百万円、平成23年3月31日現在借入金残高3,000百万円)において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

借入金のうち平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額12,000百万円、平成23年9月30日現在借入金残高10,800百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成23年9月30日現在借入はありません)において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	12,000百万円
借入実行総額	12,000百万円
借入未実行残高	-百万円

コミットメントライン

契約総額	2,000百万円
借入実行総額	-百万円
借入未実行残高	2,000百万円

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成22年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額3,000百万円、平成23年9月30日現在借入金残高3,000百万円)において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)																												
<p>タームローン</p> <table border="0"> <tr> <td>契約総額</td> <td style="text-align: right;">3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記 及び の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持</p> <p>平成23年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成22年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持</p> <p>平成23年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>	契約総額	3,000百万円	借入実行総額	3,000百万円	借入未実行残高	- 百万円	<p>タームローン</p> <table border="0"> <tr> <td>契約総額</td> <td style="text-align: right;">3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記 及び の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持</p> <p>平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持</p> <p>平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p> <p>平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額7,000百万円、平成23年9月30日現在借入金残高7,000百万円）において財務制限条項を付しています。</p> <p>これらの契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>タームローン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約総額</td> <td style="text-align: right;">7,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">7,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記 及び の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持</p> <p>平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持</p> <p>平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p> <p>平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成23年9月30日現在借入はありません）において財務制限条項が付されています。</p> <p>これらの契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>タームローン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約総額</td> <td style="text-align: right;">3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,000百万円</td> </tr> </table>	契約総額	3,000百万円	借入実行総額	3,000百万円	借入未実行残高	- 百万円	タームローン		契約総額	7,000百万円	借入実行総額	7,000百万円	借入未実行残高	- 百万円	タームローン		契約総額	3,000百万円	借入実行総額	- 百万円	借入未実行残高	3,000百万円
契約総額	3,000百万円																												
借入実行総額	3,000百万円																												
借入未実行残高	- 百万円																												
契約総額	3,000百万円																												
借入実行総額	3,000百万円																												
借入未実行残高	- 百万円																												
タームローン																													
契約総額	7,000百万円																												
借入実行総額	7,000百万円																												
借入未実行残高	- 百万円																												
タームローン																													
契約総額	3,000百万円																												
借入実行総額	- 百万円																												
借入未実行残高	3,000百万円																												

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
-------------------------	------------------------------

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
運送費	2,247百万円	運送費	2,326百万円
広告宣伝費	527	広告宣伝費	477
給料手当	2,116	給料手当	2,021
賃借料	662	賃借料	620
賞与引当金繰入額	138	賞与引当金繰入額	194

2 為替差損

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
--	---	--	---

未決済為替予約から生じた為替差損やJUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差損は、著しい相場変動により発生したもののため、特別損失として計上しています。 JUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差損は、著しい相場変動により発生したもののため、特別損失として計上しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び預金勘定	4,795百万円	6,639百万円
現金及び現金同等物	4,795	6,639

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	175	3.75	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	175	3.75	平成22年9月30日	平成22年12月7日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	175	3.75	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	175	3.75	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載していません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)

共通支配下の取引等

1. 海外連結子会社の合併

1 取引の概要

(1) 当事会社の概要

(存続会社)

商号 Canyon Creek Cabinet Company

事業内容 キッチンキャビネット等の製造・販売

(消滅会社)

商号 Beltecno, Inc.

事業内容 Canyon Creek Cabinet CompanyとWoodone US Inc.の持株会社

(2) 企業結合日

平成23年7月8日

(3) 企業結合の法的形式

Canyon Creek Cabinet Companyを存続会社とする吸収合併

なお、Woodone US Inc.は平成23年7月26日に清算終了しています。

(4) 結合後企業の名称

Canyon Creek Cabinet Company

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループの更なる企業価値の向上のため、経営資源の集中による資産効率の向上及び財務体質の強化の一環として、海外連結子会社であるCanyon Creek Cabinet Companyの全株式を住友林業株式会社の連結子会社であるSumitomo Forestry Seattle, Inc.へ譲渡することを目的とし、本件合併を実施しました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

2. 国内連結子会社の合併

1 取引の概要

(1) 当事会社の概要

(存続会社)

商号 株式会社ベルキッチン

事業内容 住宅設備機器等の製造・販売

(消滅会社)

商号 I G C 株式会社

事業内容 住宅設備機器の事業を統括する持株会社

(消滅会社)

商号 株式会社ベルキッチンインターナショナル

事業内容 米国住宅設備機器の事業を統括する持株会社

(2) 企業結合日

平成23年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ベルキッチンを存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ベルキッチン

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループの住宅設備機器事業を効率的に運営・管理するために、国内住宅設備機器の事業会社である株式会社ベルキッチンと住宅設備機器の事業を統括する持株会社であるI G C株式会社及び米国住宅設備機器の事業を統括する持株会社である株式会社であるベルキッチンインターナショナルを合併しました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

事業分離（子会社株式の売却）

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

Sumitomo Forestry Seattle, Inc.

(2) 分離した事業の内容

米国での住宅設備機器の製造・販売事業

(3) 事業分離を行った理由

当社グループの更なる企業価値の向上のため、経営資源の集中による資産効率の向上及び財務体質の強化の一環として、海外連結子会社であるCanyon Creek Cabinet Companyの全株式を住友林業株式会社の連結子会社であるSumitomo Forestry Seattle, Inc.へ譲渡しました。

(4) 事業分離日（株式譲渡日）

平成23年7月29日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

金銭を対価とする株式譲渡契約

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

子会社株式売却益 526百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,660百万円
固定資産	1,177
資産合計	<u>2,838</u>
流動負債	249
固定負債	808
負債合計	<u>1,058</u>

(3) 会計処理

移転した事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる金銭と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しています。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

当社グループは住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	833百万円
営業利益	19
経常利益	2

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (算定上の基礎)	9円89銭	13円76銭
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	461	642
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	461	642
普通株式の期中平均株式数(株)	46,673,989	46,667,731
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	-	-
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 1. 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2. 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しています。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しています。

当第2四半期連結累計期間については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....175百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....3円75銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年12月6日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月9日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。